

平成 24 年 10 月 4 日 第 3 回定例会 本会議（討論）

○一番（小林健二君） 私は、都議会公明党を代表し、知事提出の全議案に賛成し、議員提出議案第十一号及び第十二号に反対する立場から討論いたします。

第百七十三号議案から第百七十九号議案までの契約請負案件は、東京国際フォーラムの改修工事を初め、都有施設の改築等を進めていくものであります。都有施設は、災害時には地域住民の避難場所や帰宅困難者の一時避難施設ともなり、計画的に改装、改修を進めていく必要があります。

都議会公明党は、かねてよりアセットマネジメントの手法に着目し、社会資本の長寿命化への取り組みを提案してまいりましたが、今後も都有施設の災害に強い維持管理を強く要望いたします。

第百八十三号議案は、大規模災害発生時、東京DMA Tにおける災害時医療支援車を買入れるものであります。災害時医療支援車は、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて本年三月に配備されました。懸念される首都直下型地震において、医療体制の強化は喫緊の課題であり、こうした取り組みを初め、災害医療体制をさらに強化していくよう求めます。

次に、議員提出議案第十一号、犯罪被害者等基本条例について申し上げます。

総務委員会における都議会公明党の質疑で、本条例案の数々の問題点が露見しました。

条例の根幹は目的と定義にあります。しかし、本条例の目的と定義は、国の犯罪被害者等基本法の条文の中の国を都に、また、国民を都民にほぼ置きかえたただけであり、犯罪等の範囲や犯罪被害者等の対象の解釈についても国の解釈を踏襲しており、都としての独自性や必要性がないことが明らかにされました。

また、条例案第十一条の経済的負担を軽減する生活資金の給付については、現在、国が具体的に見直しを検討しており、今回の質疑においても具体的な給付案及び根拠となる財源は明示されませんでした。

さらに、具体的な給付案については、都知事が設置する犯罪被害者等施策推進会議でもまれるとの答弁があり、都に丸投げする形になっています。

また、既に都が設置している東京都犯罪被害者等支援推進会議との関係からすれば、屋上屋を重ねるだけであることが明らかであります。

公明党は四十六年前、凶悪犯罪によってかけがえのないご子息を失った一人の父親の声を聞き、以来、犯罪被害者等の支援に取り組んでまいりました。今日までの半世紀にわたる取り組みは、犯罪被害者等が抱える悲しみ、苦しみに少しでも寄り添い、心を配りながら進めてきました。

このたびの条例案は余りにも拙速かつ不十分な内容であり、形だけの条例案といわざるを得ず、到底賛成することはできません。

次に、議員提出議案第十二号、東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

自然保護条例は、乱開発による緑の減少の抑止、市街地等への新たな緑地の創出など、都の緑施策の推進に大きな役割を果たしております。

室内緑化の推進は、自然保護条例が目指す自然の保護と回復、市街地の緑化推進といった本来の趣旨、目的とは異なるものであります。

室内の緑は屋外の緑地と異なり、その恩恵を受けるのは限られた建物利用者にとどまります。室内の緑では、小動物や鳥類、昆虫などが自由にえさをとったり、産卵に利用したりするような生息環境を提供することはできませんので、都が緑化の質を高める新たな方向性として打ち出した生物多様性の確保にも寄与することはありません。

したがって、屋外緑化を質、量ともに拡充していこうという都の緑施策の観点から考えるならば、室内緑化を屋外緑化と同じ条例で規定することは誤りであります。

以上のことから、自然保護条例の改正案には反対であります。

次に、第百六十号議案、東京都営住宅条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

このたびの条例改正における入居収入基準については、都は、都内の民間賃貸住宅の家賃水準や家賃負担の状況、都民の世帯構成や収入の基準などについて調査検討を行い、入居者への制度の安定的な運用の観点なども踏まえて、現行の基準を継続するものとしております。

仮に現時点で入居収入基準を引き上げれば、応募倍率の一層の上昇を招き、真に都営住宅への入居の必要性が高い方々の入居を難しくするなど、公平性の確保に大きな影響を与えることとなります。このような観点から、このたびの都の対応は理解できるものであります。

なお、都市整備委員会において日本共産党から提出された同条例案の修正案については、真に住宅に困窮した都民の入居を困難にするものであり、選挙目当てのパフォーマンスでしかないと申し上げておきます。

次に、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の撤廃等に関する意見書について申し上げます。

都税の不合理な召し上げを許した地方法人特別税等に関する暫定措置法は、もともと税制の抜本改革までのものであります。さきの国会で、いわゆる三党合意に基づく社会保障と税の一体改革の法律が成立し、問題の暫定措置についても、その条文中に、税制の抜本的な改革にあわせて見直しを行うことがようやく明記されるに至りました。こうした機をとらえ、根拠法である暫定措置法の確実な撤廃を国に求めることは、都議会として当然の努力であり、日本の屋台骨である首都東京の財政の安定を保つため、当該意見書を提出したものであります。

日本共産党都議団は、無責任にばらまきを主張するばかりで、持続可能な社会保障制度の確立を目指す三党合意の趣旨を理解することなく、まことにひとりよがりであり、ためにする議論であると申し上げるものであります。

次に、ネットいじめ対策について申し上げます。

さきの我が党の代表質問においても取り上げましたが、インターネット社会における強制力を持ったネット被害防止対策を確立するよう提案したのに対し、都は、直接サイト運営者に削除要請を行うなど、対応のための新たな基準を作成し、有効な対策に取り組むと表明しました。この都の取り組みを高く評価するとともに、複雑化するいじめ問題に対し、

迅速かつ実効性のある対策を今後も講じていくことを重ねて強く要望いたします。

次に、防災、減災対策について申し上げます。

公明党は、さきの国会において、東日本大震災からの復興と防災・減災ニューディールを推進するための基本法案を提出しました。

都議会公明党は国とも連携し、現場第一主義の信念のもと、防災、減災の視点から、橋梁のアセットマネジメントや道路、護岸等の空洞化対策を提案いたしました。さらに、女性の視点に立った防災対策の推進、専門家を活用した非構造部材の耐震化への取り組みなど、具体的な提案をしまいいりました。

このほかにも、我が党は今定例会において、都民へ安定的な給水をするための利根川渇水対策の推進、他党に先駆けて提案した自転車安全利用条例の早期制定、中小企業支援における都独自の融資メニューの融資条件の緩和、盲ろう者に対する実効性のある支援策の強化等、数々の提案をし、政策の着実な推進をしまいいりました。

今、政治には日本の再建が強く求められています。日本再建のためには、首都東京がその使命を果たしていくべきであり、都議会公明党は、空理空論ではなく現場からの具体的な提案を重ね、都民の皆様のご期待におこたえしていくことをお誓いし、討論を終わります。(拍手)

○議長（中村明彦君） 十五番畔上三和子さん。